

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

菊池市長

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務
②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経運第423号)及び令和3年度菊池市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)支給事務実施要綱、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付府政経運第280号)及び令和4年度菊池市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)支給事務実施要綱に基づき、住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金を支給する。
③システムの名称	臨時給付金システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
支給対象世帯情報ファイル、申請者情報、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条(「特定公的給付」に指定)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<情報照会> 1. 番号法 第19条第8号、別表第二121の項 <情報提供> 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 ※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 健康福祉部福祉課 0968-25-7213

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベース登録について人手を介在させる作業があるが、複数人での確認を行ったうえで上長の決裁を受けており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各システムへのアクセスが可能な職員は登録制となっており、ICカードとパスワードによる認証によってアクセスが限定されている。使用する端末から離れるときはICカードはリーダーから外し、また、アクセスログを記録することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月27日	I1. ②事務の概要	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経運第423号)及び令和3年度菊池市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)支給事務実施要綱に基づき、住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金を支給する。 【情報連携の概要】 (略)	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経運第423号)及び令和3年度菊池市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)支給事務実施要綱、令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付府政経運第280号)及び令和4年度菊池市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)支給事務実施要綱に基づき、住民税非課税世帯等に対し臨時特別給付金を支給する。 【情報連携の概要】 (略)	事後	
令和4年6月27日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和4年3月10日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年8月4日	I3. 法令上の根拠	(略) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第73条 (略)	(略) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 (略)	事後	